解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

兵庫県西宮市高須町一丁目一番一五―一六〇六号　有限会社セレット南大阪センター

代表清算人　坪内　駿二

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

和歌山県橋本市高野口町名倉一〇四三番地

紀冷食品株式会社

代表清算人　田中　榮藏

解散公告

当組合は、平成二十五年七月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

岡山県備前市東片上二三〇番地

協同組合伊部商業振興会

代表清算人　神田　至

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

広島市西区草津港一丁目八番一号広島中央卸売市場水産棟一〇三　寿フーズ株式会社

代表清算人　八百城　昇

解散公告

当社は、平成二十五年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

広島市東区戸坂桜西町四番二五号

有限会社甲南総業

清算人　久留　俊子

解散公告

当法人は、平成二十五年七月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

愛媛県松山市南久米町七三番地二

特定非営利活動法人えがおの会

清算人　澤田　真生

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

福岡市博多区博多駅南四丁目一七番一号

有限会社貴和産業

清算人　内山　敏彦

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

熊本県上益城郡御船町小坂二五二六番地

株式会社益田運送

代表清算人　益田　皐月

解散公告（第一回）

当土地改良区は平成二十五年四月十四日開催の通常総会により解散を決議し、平成二十五年七月十九日茨城県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

茨城県北茨城市磯原町磯原一六三〇番地

清算法人神岡上土地改良区

清算人代表　丹　春男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日存続期間の満了により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

岐阜県大垣市丸の内二丁目二九番地

財団法人大垣市住宅協会

代表清算人　小川　敏

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年七月二日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

北海道網走郡大空町女満別西三条四丁目一番一号

大空町土地開発公社

清算人　川口　明夫

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年七月二十五日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

宮城県栗原市築館薬師一丁目七番一号

栗原市土地開発公社

清算人　髙橋　正明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

山形県鶴岡市馬場町一一番六一号　鶴岡市青年センター内

社団法人荘内文化財保存会

代表清算人　中村昭太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

福井市光陽二丁目三番二二号

社団法人福井県肢体不自由児協会

代表清算人　八ヶ代　勇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

大阪府高槻市寿町二丁目二〇―一八

医療法人寿生会

代表清算人　原　可奈子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月二十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

広島県庄原市西城町小鳥原一〇〇六番地の一

財団法人小鳥原振興会

代表清算人　竹島　靖明